

from

VoL.8

日本看護学校協議会共済会

発行日 ● 2010年9月30日

発行所 ● 一般社団法人日本看護学校協議会共済会

発行者 ● 山田 里津

編集者 ● 鶴見 美智恵

# 共済会

特別寄稿

## 臨地実習における 患者の個人情報取り扱い

■吉岡特許法律事務所

■弁護士 吉岡 讓治

### I. 個人情報保護法と プライバシーの権利

#### 1) 概 略

##### (1) 個人情報保護法とは

「個人情報保護法」が平成17年4月1日から全面施行され、民間の事業者にも同法が適用され、約5年が経過しました。同法は、その目的（同法第1条）において「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ」「国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する

ことを目的とする」としています。このように、同法は大きく分けると、

- ①国及び地方公共団体等の公的機関の責務等
  - ②民間の個人情報取扱事業者の義務等
- について定めるものです。

実習生の受入施設である病院等（以下本稿では、単に受入施設といいます）には、国や地方公共団体等により設立されたものから民間の事業者によって設立されたものまで含まれます。しかし、本稿でお話しする受入施設は主に後者の民間部門に属するものです。

前者については、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例等により規制されます。本稿では、紙数の関係でこれらについての説明は割愛しますが、基本的な考え方は公的機関としての受入施設か、民間の受入施設かにより変わることはありません。厚生労

働省が作成した民間部門の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」でも「医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから」、公的機関が設置する事業者においても「本ガイドライン（下記掲載）に十分配慮することが望ましい」としています。

### 本ガイドラインの対象となる 「医療・介護関係事業者」の範囲

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より抜粋

本ガイドラインが対象としている事業者の範囲は、①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者（以下「医療機関等」という。）、②介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を経営する事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を経営する事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者（以下「介護関係事業者」という。）であり、いずれについても、個人情報保護に関する他の法律や条例が適用される、国、地方公共団体、独立行政法人等が設置するものを除く。ただし、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、これらの事業者も本ガイドラインに十分配慮することが望ましい。

なお、検体検査、患者等や介護サービス利用者への食事の提供、施設の清掃、医療事務の業務など、医療・介護関係事業者から委託を受けた業務を遂行する事業者においては、本ガイドラインのⅢ 4. に沿って適切な安全管理措置を講ずることが求められるとともに、当該委託を行う医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、本ガイドラインの趣旨を理解し、本ガイドラインに沿った対応を行う

事業者を委託先として選定するとともに委託先事業者における個人情報の取扱いについて定期的に確認を行い、適切な運用が行われていることを確認する等の措置を講ずる必要がある。

また、プライバシーに関する部分は公的機関か民間の事業者かにより変わることはありません。

ところで、「個人情報保護法」が定める個人情報取扱事業者に対する規定は民間の事業者全体を一括して規定するもので各分野の特性を十分考慮しているわけではありません。そこで個別の事業分野、特に金融分野、医療分野、電気通信分野などでは必ずしも充分ではないため特別法を制定する予定であるとされていましたが、現時点では特別法の制定は見送られています。また、「その適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるもの」（同法第6条3項）とされ、「事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため」「指針の策定その他の必要な措置を講ずるもの」（同法第8条）されています。

### （2）ガイドラインの策定

厚生労働省においては、これを受けて「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」を設置し、平成16年6月23日に第1回目の検討会を開催しその後の検討を経た後、同年12月24日「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、本ガイドラインといいます）を策定しました。

### （3）個人情報保護法とガイドラインとの比較

同法上の「個人情報取扱事業者」は一定の数の個人情報を取り扱う医療・介護関係事業者とされていますが（施行令2条）、本ガイドラインでは医療・介護情報の特質等にかんがみ同法上の義務を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインの遵守を求めています。

#### (4) 「個人情報」の定義

法は、「個人情報」について「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」としています（法2条1項）。このように①生存する個人に関する情報であり、②特定の個人を識別することができる情報であれば「個人情報」となります。なお、他の情報と容易に照合でき、それにより個人を特定できる情報も含まれることに注意してください。また、診療録等に記載された情報のみに限定されないことにも注意してください。

#### (5) 医療における「個人情報」の特性

医療・介護の現場では収集した個人情報の対象である患者が死亡する確率は、他の分野に比較して相当に高いこと、患者に関する情報であっても、場合によってはそれがその親族に関する情報である場合も考えられること（例えば、遺伝子などの情報）などから、ガイドラインは患者の死亡後についても当該患者の情報については「個人情報」と同等の安全管理措置を講じなければならないとしています。

## 2) 「個人情報」に関連するもの

(1) ところで、皆さんは今まで患者個人に関する情報について勝手に第三者に公表するとプライバシーの権利の侵害になると言ったり、言われたりしたことがあると思います。では、「個人情報」とプライバシーは同じものなのでしょうか、それとも異なるものなのでしょうか。

(2) 現行法の規定の仕方からいうと異なります。それは、それぞれの定義をみると理解できます。「個人情報」については、既にお話したように特定の個人を識別できるかどうかという客観的な側面だけを捉えて規定しています。では、プライバシーについてはどうでしょうか。

#### (a) 「プライバシー」の定義

「プライバシー」の定義については、必ずしも確定したものではありませんが、判例では、

- ①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること
- ②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること
- ③一般の人々に未だ知られていない事柄であること

とされています（東京地判昭和39年9月28日「宴のあと」事件）。

このように、プライバシーについては個人に関わる情報であるだけでなく、当該個人が公表を欲しないという主観的な側面が考慮されていること、未公開の事柄であることが要件とされています。

なお、要件の②として「公開」が挙げられていますが、その後の判例を見ると講演会の出席者名簿を警察に提出した事案でプライバシーの権利の侵害を認めており、「公開」すなわち不特定多数に限定していないようです（早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件最高裁判決）。従って、②の要件は第三者への開示と理解して差し支えないでしょう。

#### (b) 「個人情報」と「プライバシー」の関係

医療における「個人情報」は、医療従事者が診療、看護、検査等の過程で知り得た患者に関する病気、病態、心身に関する状況、家族関係等の情報といえます。そうしますと、患者にとっては公開を欲しない情報が相当数含まれていると考えられます。従って、医療情報の場合「個人情報」と「プライバシーとしての情報」はほぼ重なると考えていいでしょう。

「個人情報保護法」において情報を保護すべき義務者は病院等の受入施設です。これに対し、プライバシーを守るべき義務者は、受入施設のみならず、実習生やその指導監督にあたる者も含まれます。

## II. 具体的事例として

本稿では、看護の臨地実習における実習記録等の取り扱いに関して「個人情報」「プライバシー」両面から検討します。

### 1) 臨地実習の実際

(1) 実習の実際は、各学校や受入施設によってある程度異なると思われませんが、監督官庁である厚生労働省による指導や、それらを指針とした看護学の教育ガイダンス等により、基本的な事項は統一されています。

実習においては、実習生に対して看護記録を作成させます。過去には、実習生に実際に看護師が作成する看護記録に記載させていたようです。しかし、医療事故等の際看護記録も重要な証拠として採用されるのが通例であり、これを実習生に作成させることに問題があるため、現在は正式の看護記録に記載させる例はないと思われます。したがって、現在では看護記録に相当する実習記録を作成させるのが通例です。『最新看護学教育ガイダンス臨地実習編』(1999年、医歯薬出版株式会社)でも「学生は実習中に看護記録を書くが、あくまでも学内所定の用紙を用いるべきであって、学習施設で看護婦が記録する看護記録そのものに、たとえサインであっても記入させはならない」(94頁)としています。

実習記録については、患者の実名は記載しないでアルファベットなどの記号を用いるようにし患者が特定されないようにしています。また、実習中は受入施設外への持ち出しを禁止し情報の漏洩を防いでいます。ただ、実習の終了後は学校に提出する必要もあり受入施設外への持ち出しは認めています。

以上は、現在では一般的かと思われますが必ずしも全国的に統一されてはいないようです。実習の途中でも自由に実習記録を受入施設外に持ち出せるところもあるようです。

(2) ある看護学校で実際に使用されている実習記録を見ると、まず、氏名、年齢、性別、受持ち時間、診断名、手術名、全体像、看護上の問題、看護目標、実施内容、評価の欄のある記録用紙があり、それに続けて受け持ち病者の理解、受け持ち病者の情報と問題、病態関連図などの記録用紙が一体となって実習記録を構成しています。

実際の実習記録では、相当詳細に記録が採られています。既往歴、家族構成、職業、嗜好なども詳細に記載されています。ところで、この実習記録では氏名のみが記号で記載されており、それ以外の情報は全て省略や記号化なしに記載されています。

しかしながら、氏名のみ記号化すれば問題がないわけではありません。既に見たように「個人情報」には他の情報と容易に照合でき、それにより個人を特定できる情報も含まれるのです。これはプライバシーについても同じことが言えます。情報の一部を記号化すれば匿名化できたと考えるのは早計です。記号化は一応のものでしかないということを肝に銘ずるべきです。

### 2) 実習生に、患者の個人情報を取り扱わせることの必要性

形式的に見ると、実習生は未だ資格を持たず本来であれば患者に対して直接診療の補助や看護を行うことは法的に認められません。しかし、看護実習生は近い将来看護師としての資格を取得し専門家として業務を行うことを予定している者です。そして、専門家としてのレベルで業務を行うためには、いわゆる実習は避けて通れない途です。実習生にどこまで実際に診療の補助、看護を行わせるかは大変難しい問題で現時点では明確な基準

はありません。その中で、看護記録の記入方法を学ぶことは看護師となろうとする者にとって必要不可欠の事柄です。看護の実習教育から、これをなくすことは出来ません。

問題なのは、実習生に実習記録の作成をさせるかどうかではなく、如何に適正に管理するかということなのです。個人情報保護法やプライバシーの問題があるからといって、これらに萎縮してはなりません。受入施設、学校そして指導者である医師、看護師、教員らが協力して適正妥当な取り扱いをし、実習生を指導監督するよう努めれば個人情報の漏洩や、プライバシーの侵害から患者を守ることは決して大変なことではありません。

### 3) 看護記録

医療機関が法的に作成を義務付けられている記録類には、診療録（医師法 24 条など）、助産録（保助看法 42 条）などがあります。看護記録は、法律上直接の作成義務規定はありませんが、医療法 21 条 1 項、同 22 条の定める「診療に関する諸記録」の一として、医療法施行規則 20 条、同 21 条の 5 において備えておかなければならないとされています。

看護の重要性を考えると、看護記録は単に診療録の補助的なものではないと考えるべきでしょう。なお、「個人情報」「プライバシー」を検討するうえで法的に義務付けられた記録に記載された情報か否かは関係ありません。

なお、最近では「電子カルテ」が作成されるようになり、看護記録もいずれ電子化されると予測されます。そうなると、簡単な操作でまとまった個人情報を容易に入手することができるようになるでしょう。

### 4) 実習生と患者の個人情報

受入施設が保有する個人情報を実習生に開示する場合に、個人情報保護法の適用が問題となります。

これに対し実習生自身が患者から当該患者の個

人情報を収集する場合は、同法の適用は原則としてありません。

## Ⅲ. 患者個人にかかる 情報取得に関する問題

- (a) 病院などの受入施設が情報を取得する場合
- (b) 実習生が直接患者から情報を取得する場合

### 1) (a) の場合

#### (1) 情報の利用目的の特定

受入施設は、個人情報保護法及び本ガイドラインに従い、原則として情報の利用目的を特定し、事前にその利用目的を公表するか、もしくは患者本人に通知または公表しなければなりません。また、患者のプライバシーに配慮した情報の取り扱いをしなければなりません。

先に見たように患者のプライバシーに関する情報であれば、その公表には当該患者の事前の同意が必要であり単なる通知や公表では足りません。

#### (2) 個人情報の提供

個人情報取扱業者が、個人データを第三者に提供する場合「あらかじめ本人の同意を得ないで」提供してはならないとされています。ところで、ここでいう「個人データ」は「個人情報」と同じではありません。「個人データ」は、「個人情報データベース等を構成する個人情報をいう」とされています（法 2 条 4 項）。個人情報データベースというのは、サーバーなどのパソコン内に記録されているデータベースや、会員名簿、紳士録など「検索することができるように体系的に構成したもの」（法 2 条 2 項）をいいます。

そうすると、受入施設が既に保有して記録して

いる、例えば電子カルテなどの情報を実習生に提供する場合は、同法の規制を受けることとなりますが、臨床現場で指導者である看護師が患者からその個人情報を得て、その場で実習生に伝えることは含まれないこととなります。

ただし、個人情報取扱事業者は、そもそも個人情報を取り扱うに当たっては利用の目的を特定しなければならないとされており（法15条1項）、ここにいう利用目的には第三者提供も含まれるとされています。そうすると、個人情報を第三者に提供する場合は、それが個人データか否かに関わらず事前に公表するか、本人に通知するなどしなければなりません（同法18条）。

以上のとおり、ここでは「個人情報」と「個人データ」を分ける意味は特にありません。

いずれにしても、氏名、年齢、住所等基本的事項は、当然データベース化されることが予定されており、個人データとそれ以外の個人情報を明確に分けることは実際には困難であること、更に、以上は個人情報保護法に関する問題であって、プライバシーの観点からはやはり事前の同意は採っておく必要があることから分けて考える必要はありません。

### （3）実習生に対する開示が第三者提供の規制を受ける場合

本ガイドラインを見ますと、医療・看護関係事業者は、患者の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的を、できる限り特定しなければならないとされています。そして、これら事業者の通常の業務で想定される利用目的のひとつとして「医療機関の内部において行われる学生の実習への協力」が掲げられています（ガイドライン別表2）。

そうすると、事前の公表、例えば病院の掲示板に患者の個人情報が実習生の実習のために利用される旨、張り出しておくことが考えられます。しかし、患者の全てが実習の対象となるのならともかく、患者の一部のみが実習の対象となるのであれば、このような院内掲示が妥当な方法かは疑問

です。仮に掲示板に張り出していたとしても、個別の患者に同意を求める必要はあるでしょう。先にも述べたように、プライバシーの問題として捉えるならば必ず事前の、かつ個別の同意が必要でしょう。

### （4）第三者に該当しない場合（法23条）

#### ①事業者内部における利用

例えば、病院内の職員を対象とした研修に使用する場合は、第三者提供には該当しません。しかし、実習生は外部からの受入であり、原則としてこれには該当しないでしょう。受入施設である医療機関が看護学校を併設している場合であっても、第三者として取り扱うべきでしょう。

#### ②共同利用

実習は、教育を与える者、受ける者という対向的な関係ですが、実習教育というひとつの目標を達成するという点で、患者の個人情報を共同利用しているといえないでしょうか。仮に、共同利用に該当するといえるなら必要事項をあらかじめ本人に通知等していれば、第三者に該当しないこととなります。

## 2) (b) の場合

個人情報保護法の目的は、個人情報の適正な取り扱いにあります。したがって、個人情報を保有する事業者を規制の対象としています。ところで、実習生が実習の過程において患者から直接収集する当該患者の個人情報は、個人情報取扱事業者である医療機関（＝受け入れ施設）の保有している情報ではありません。

この場合は、同法及びガイドラインの適用はありません。なぜなら、実習生は個人情報取扱事業者には該当しないからです。

この場合は、プライバシーのみが問題となります。

## IV. 責任

### 1) 受入施設の責任

- (a) 個人情報保護法上の責任
- ①個人情報を実習生及び学校（以下、実習生等といいます）に提供する場合
  - ②実習生が患者から直接個人情報を収集する場合
- (b) プライバシーの侵害に対する責任

#### (a) 個人情報保護法上の責任

既に検討したように、受入施設が実習生等に個人情報を提供する場合は、その利用目的を特定して公表、若しくは通知しなければなりません（法15、18条）。また、それが「個人データ」である場合も、あらかじめ本人の同意を得ておく必要があります。

受入施設が、特定をしないで利用している場合は、患者本人は受入施設に対してその利用を停止するよう求めることができ、受入施設は遅滞なく停止しなければなりません（同法27条）。個人データが同意なく第三者に提供されている場合も、患者本人から当該提供を停止するよう申し出があれば遅滞なく停止しなければなりません（同条2項）。

以上の場合、主務大臣は受入施設に対して勧告及び命令を行なって違反を是正することができます（同法34条）。

命令を受けた受入施設がこれに違反したときは、罰則の適用があります（法56条）。

#### (b) プライバシーの侵害に対する責任

この場合は、個人情報保護法の適用の対象になりませんから、同法上の問題は発生しません。

### 2) 情報による場合について

#### (1) 受入施設が保有する患者のプライバシーに関する情報（プライバシー情報）を提供する場合

すでに検討したように患者に関する個人情報には氏名、年齢、住所等の一般的な情報から、医療特有の病名、病態、既往歴等の情報まであります。これらはいずれも、私生活上の事実です。そして、通常は公開を欲しない情報でもあります。また、家族には知らされても未だ一般に公開されていないのが通常です。したがって、受入施設が実習生等にこれらの情報を提供する場合には、患者本人の事前の同意を要します。なお、癌やエイズなどの患者が自らの意思で公開する場合があります。その場合は、プライバシーの侵害には原則としてなりません。しかし、その場合であっても本人が望まない情報まで公開すれば、当該患者のプライバシーを侵害することに注意してください。

#### (2) 実習生が臨床現場からプライバシー情報を収集する場合

看護の現場に実習生が立ち会うことについて、患者から事前の同意を得る必要があるかということが問題となります。現在、受入施設はその方法、程度は別として例外なく患者の同意を得ているはずです。では、同意を得る理由あるいは必要性は何でしょうか。患者の側に立ってみると

- ①患者自らが実習教育の教材とされる。
- ②専門職ではない実習生に診療の補助あるいは看護をされる。
- ③医師、看護師等治療に必要不可欠な存在ではない第三者である実習生に自らのプライバシー情報を提供することになる。

おそらくこのような理由から同意が必要であると考えられているのでしょう。

本稿では、このうち③が問題となります。患者に何も知らせないで看護の現場に実習生を立ち合わせると、患者は実習生をも看護師の資格を持った者として対応するでしょう。そのため、自らの

個人的情報を知らずに実習生に提供することになります。このような形でプライバシーの権利が侵害されることになります。

### (3) プライバシーの権利を侵害した場合の責任

この場合は、侵害された患者には精神的な損害が発生していますから、民法上の不法行為責任に基づき損害賠償(慰謝料)の支払い義務が生じます。

## 3) 実習生等の責任

実習生及び学校は、受入施設から患者の個人情報の提供を受ける立場にあります。このうち実習生は、提供を受けた患者の個人情報を事業に利用していないので個人情報保護法にいう「個人情報取扱事業者」には該当しません。

学校の場合は、学生の実習のために受入施設若しくは学生から患者の個人情報の提供を受けることとなりますが、問題は「事業の用に供している」かどうかです。この点については、例えば経済産業省が作成した経済産業ガイドラインでは「ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない」としており、この見解によれば医療・介護関連の教育事業を行なう看護学校等も「個人情報取扱事業者」となります。ただし、国公立の場合や取扱量によっては他の法令の適用や本法の適用除外とされる場合があります。

学校が受入施設から患者の個人情報の開示を受ける方法は、主に実習生の実習記録等を通じてでしょう。従って、実習生から回収した実習記録の取扱には充分配慮する必要があります。

以上のとおり、実習生の場合はプライバシーの問題、学校の場合はその他個人情報保護法上の義務も遵守しなければなりません。また、実習生が患者のプライバシーの権利を侵害した場合、学校の監督責任が問われる可能性もあります。

## V. 患者の個人情報を匿名化して開示することについて

ガイドラインでは、個人情報の匿名化について定めています。

1. そこでは、『当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることを』匿名化といいます。『なお、必要な場合には、その人と関わりのない符号又は番号を付すこともあり』ますが、『このような処理を行っても、事業者内で医療・介護関係個人情報を利用する場合は、事業者内で得られる他の情報や匿名化に際して付された符号又は番号と個人情報との対応表等と照合することで特定の患者・利用者等が識別されることも考えられ』ます。『法においては、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」についても個人情報に含まれるものとされており、匿名化に当たっては、当該情報の利用目的や利用者等を勘案した処理を行う必要があり、あわせて、本人の同意を得るなどの対応も考慮する必要がある。』とされています。
2. 以上により、匿名化して実習生に提供する場合は形式的には問題はありません。しかし、実際に患者と接する実習生に匿名化して情報を提供することは無意味です。したがって、ここで匿名化する趣旨は実習生を通じて患者の個人情報が漏洩された場合に患者を特定できないようにし、患者のプライバシーを保護することにあると考えるべきでしょう。

いずれにしても、匿名化が無意味または困難な場合があることを念頭に、実習生に対する指導はきちんと行うことが必要でしょう。

## VI. 個人情報と同意書等

1. 個人情報保護法が全面施行されて以降、学校と実習生受入施設間の覚書や、患者の実習生に対する同意書などにおいて個人情報の取り扱いに関して何らかの定めをすることが一般的になっているようです。

しかし、実際の例を見ると必ずしも法の趣旨を理解して行われているものばかりではありません。そこで、覚書、同意書など学校、受入施設、実習生の間で取り交わされる書面について個人情報とこれに関連する事柄に限定して検討していきます。

2. 実習生が、臨地実習を行う際に担当する患者の個人情報を取得することは必須のことといえます。そして、患者から個人情報を取得する主体は、原則として受入施設である病院などの医療法人です。(個人経営の施設もありますが、ここでは便宜上医療法人に統一してお話します。)したがって、患者の個人情報は、受入施設から実習生に提供されることとなります。なお、実際に患者から個人情報の提供を受けるのは患者の診療、看護に当たっている医師や看護師ですが、これらの人は医療法人を代理して提供を受けているのであり、法的評価としては医療法人が受領主体です。実習生も、場合によっては患者から個人情報の提供を受けることもありますが、この場合も医療法人を代理して受領していると考えられます。

3. 医師や看護師などの医療従事者については、医師法、保健師助産師看護師法などの各業法において「秘密保持義務」が課せられています。これは、主として患者とその家族のプライバシー保護のために規定されたものです。(なお、秘密保持義務の対象はプライバシーに限定されませんがここでは、その点には触れません。)すなわち、業務上知り得た人の秘密を第三者に漏洩することが禁じられ、これに違反すると処罰の対象となります。

プライバシーについては、私生活上の事柄と捉えるのが伝統的な考え方であるといわれています。しかし、私生活上の事柄を別の言い方をすれば個人にかかわる情報といえますから、プライバシーの権利の対象と個人情報は、ほぼ同一と考えていいでしょう。氏名や住所など基本的な情報で必ずしも秘密とされない情報についてはプライバシーの権利の対象とされていませんでしたが、近時はこれらも含めてプライバシーの権利の対象とする裁判例も現れています。

4. ここで、

- ①秘密保持義務
- ②プライバシーの権利
- ③個人情報保護法の違い

について見ておきましょう。

秘密保持義務は、既述のとおり法律によって規定され、その義務を守るべき責任主体が特定されています。具体的には、医師法であれば医師、保助看法であれば保健師、助産師、看護師というように規定されています。また、プライバシーの権利については、その侵害は民法上の不法行為を構成することになり、その場合は侵害をした者が責任主体になります。これに対して、個人情報保護法の場合は、個人情報取扱事業者が責任主体です。

以上を、実習の場合に当てはめてみると、①秘密保持義務を課されているのは、受入施設で当該患者を診察、看護をしている医師および看護師です。②プライバシーの権利を守るべき主体は、それを侵害する可能性のある者は全て該当します。医師、看護師はもちろん実習生、実習担当教師などです。③個人情報保護法については、受入施設、学校が考えられます。

5. 受入施設から実習対象患者の情報の提供を受けるのは誰でしょうか。先ほど、受入施設から実習生に提供されると書きました。しかし、それは事実即して表現したのであり、法的評価とは異なります。

考えられるのは、実習生か学校かのいずれかです。この点は、実習生の受入を委託するのは

実習生自身ではなく学校であること、実習生とすると、学校は個人情報の取扱いに関し何らの責任も負うことがなくなることなどから学校が受入施設から患者の個人情報の提供を受ける主体と考えるべきです。

6. 以上の点を踏まえて、覚書等の書面について検討します。

まず、①秘密保持義務については、実習生には法的義務はありません。しかし、担当した患者の秘密を守るべきなのは実習生であっても医師や看護師と同様のはずです。問題は、実習生に患者等の秘密を守らせるためにどのような対応をすべきかということです。考えられる方法としては、実習生から秘密を遵守するとの誓約書を取る、あるいは学校において実習生に対して指導監督するなどがあります。企業間の契約で、秘密保持条項を設けることは一般に行われています。しかし、教育的観点から見た場合に、実習生に書面を提出させるのは、やや行き過ぎの感が否めません。学校においてきちんと指導監督して、秘密保持を徹底させるのが相当ではないでしょうか。

②プライバシーの権利については、実習生にも守るべき義務があります。この点については、厚労省の看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会において資料として提出された臨地実習説明書の例の中で「学生は、臨地実習をとおして知り得た患者・家族に関する情報については、これを他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に留意する」との条項を置いています。これ自体は、患者に対する説明のための書面ですが、実習生に対する学校からの指導監督がなされていることが当然の前提となっています。

③個人情報保護法は、責任主体が個人情報取扱事業者であることはお話ししました。実習についてみると、通常は受入施設である病院などの医療法人が個人情報取扱事業者です。患者の個人情報の流れを見ると、受入施設である医療法人が患者から個人情報を取得、取得した個人情報を学校に提供するということになります。医療法人は、患者から個人情報を

取得するに際して利用目的を特定する必要があります。臨地実習に患者の個人情報を利用することは、本ガイドラインによれば医療関係事業者の通常の業務で想定される利用目的とされています（ガイドライン別表2参照）。同一の医療法人が、受入施設である病院と学校を運営している場合は、同一事業者内での利用となるので第三者提供には該当しません。しかし、受入施設である病院を運営する医療法人と学校が異なる事業者の場合は、第三者提供になります。したがって、医療法人は学校に提供することについて、事前に患者の同意を得る必要があります。学校は、通常は個人情報取扱事業者に該当すると思われます。したがって、独自に個人情報保護法、ガイドライン等を遵守する義務を負っています。仮に、小規模事業者の場合でもガイドラインによれば法を遵守することを求められています。

個人情報を業務委託のために提供する場合は委託先を監督すべき義務規定があります（法22条）が、第三者提供の場合については、そのような規定が無いのは以上の理由によるものです。

以上のとおり、受入施設である医療法人と学校との間で個人情報保護の第三者提供に関する覚書を締結することは必要なことと言えます。ところが、実際には実習生に対して受入施設が個人情報保護に関する誓約書のような文書を差し入れさせている例が見受けられます。また、その中に民事刑事上の責任が生じると言うような条項も書かれていることがあります。しかし、実習生個人は個人情報取扱事業者ではありません。個人情報保護法違反については、個人情報取扱事業者に対する主務大臣による勧告、命令がなされますが、個人に対する民事上刑事上の責任は、民法、刑法など他の法律に基づく派生的な責任であり、その場合は、むしろ受入施設の使用者責任、監督責任が問題となるでしょう。実習生をいたずらに不安に陥れるのは如何なものでしょうか。実習生に対して個人情報保護についての自覚を促すのであれば、別の方法を検討するのが良いのではないのでしょうか。

（2010. 8. 20 改定 弁護士吉岡譲治）

# 共済会の活動

## ■代議員選任について

本年3月1日付けで、平成22年度代議員選挙告示を行いました。代議員定数50名のところ、48名の正会員が候補になりましたが、当会代議員選任規程第10条の5により、48名全員の候補者に代議員をお引受いただきましたので、ご報告申し上げます。代議員名簿は、ホームページ（www.e-kango.net）に掲載しておりますので、ご確認ください。

平成22・23年度一般社団法人日本看護学校協議会共済会代議員をお引受くださいました先生方、どうぞよろしく申し上げます。また代議員の任期は平成22年6月25日から平成24年度定期総会終了時までとなります。

## ■「平成22年度一般社団法人日本看護学校協議会共済会 定期総会」の開催

去る6月25日（金）の午後4時から、静岡県熱海市の大月ホテル会議室において平成22年度の「一般社団法人日本看護学校協議会共済会 定期総会」を開催いたしました。

代議員総数48名のうち出席48名（内委任状7）をもって成立いたしましたのでご報告いたします。

### 議案

- 1) 21年度事業報告
- 2) 21年度収支決算報告ならびに監査報告
- 3) 役員選任
- 4) 22年度事業計画（案）
- 5) 22年度収支予算（案）

について事務局より説明させていただき、全会一致でご承認いただきました。ありがとうございました。



## ■役員選任について

昨年的一般社団法人化により役員と代議員の任期にずれが生じ、この点について本年1月26日の理事会において任期を統一する必要があると全役員のご了解のもと一度全員辞任され、新役員の推薦をいただきました。総会において新理事、監事の承認を受けましたのでご報告いたします。

代表理事（会長）	山田 里津 先生
代表理事（副会長）	佐藤 仁作 先生
理事	荒川 眞知子先生
〃	石井 八恵子先生
〃	矢野 章永 先生
〃	山川 美喜子先生
監事	後藤 マキ子先生
〃	横山 トヨミ先生

以上の先生方に、新役員をお引受けいただきました。

## ■平成22年度定期総会特別講演会



定期総会に伴い、6月26日（土）午前9時より大月ホテル会議室において「安心できる医療とは一看護基礎教育に求められるもの一」をテーマに特別講演会を開催いたしました。

### 講演2題

- ①「医療事故の現状と課題」  
として遠矢雅史氏（財団法人日本医療機能評価機構・評価事業部副部長）



- ②「看護基礎教育と医療安全」  
として恩田清美氏（東京メディカルサービス（株）メディカルリスクマネジメント室・上席研究員）



## 平成 22 年度事業計画

### I 出版事業

1. 「看護職のための医療安全ガイドブック」  
(卒業生向け)
2. 「臨床検査技師のための医療安全ガイドブック」  
(〃)
3. 「視能訓練士のための医療安全ガイドブック」  
(〃)

### II 広報事業

1. 一般社団法人日本看護学校協議会共済会ニュース  
「from 共済会 VoL 8」  
「from 共済会 VoL 9」(平成 23 年 2 月発行予定)
2. 「実際に起こった事故例から見る安全対策」  
(平成 23 年 1 月発行予定)
3. ホームページの各種更新業務及び新規企画  
の充実

### III 各養成施設図書館への良書謹呈

「リスクマネジャーのための医療安全実践ガイド」

### IV 講演会

1. 会員校からの要請による講演会の開催
2. 当会企画による講演会の開催

### VI 補償制度 (保険)

1. 独自の企画開発による補償制度
  - 学生・教職員のための総合補償制度「Will」
  - 看護職のための総合補償制度「e-kango」
  - 「Will」加入校のための「個人情報漏えい保険」の開発
2. 他団体の依頼により共同開発している補償制度  
<都道府県看護協会>
  - 看護専門職の研修補償制度「Will & e-kango」
  - 都道府県看護協会会員のための傷害保険  
+ 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)
  - 都道府県看護協会役員のための「役員災害補償制度」  
<一般社団法人日本看護学校協議会>
  - 「Will」加入校に限りご加入いただける「学資保険」

※現在「Will」加入校のうち、約 32%が看護以外の学科生となっており、「Will」卒業生の約 3割は看護職以外の医療・福祉系の専門職に就くこととなります。今後、看護協会に限らず、卒業生が所属していく医療・福祉系の職能団体との交流や補償制度の共同開発などにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

## ■山田里津先生が 10 年にわたり連載された「戦後からの軌跡—我国の看護職教育の歴史の変遷」を文藝春秋社で一冊の本にまとめました。

山田会長が平成 12 年から平成 21 年にかけて日本看護学校協議会 (現・一般社団法人) ニュースに連載していた看護職教育の変遷にまつわる折々の文章と、新たに書き下ろした文章を一冊の本にまとめました。企画編集：一般社団法人日本看護学校協議会共済会、出版：文藝春秋社、協力：一般社団法人日本看護学校協議会・(株)メディクプランニングオフィスにより、タイトルを「日本の看護職教育 戦後からの軌跡」として限定千部を本年 9 月に出版いたします。看護に関わる方々だけではなく、日本の戦後の歴史の一片として一般の方々にもぜひ読んでいただきたい大変興味深い一冊です。

お問い合わせは共済会事務局までお願いいたします。



## ■全国どこでも「出前講演」いたします。

- ・ 臨地実習におけるリスクや問題点
- ・ 患者さんの個人情報を取り扱う注意点
- ・ 最近急増している学校や教職員に対するクレイマー対策について

等に関するお問い合わせをいただいています。これらを含む様々なテーマについて、ご要望により当会顧問弁護士また専門家の講演を開催いたしております。先生方の研修会や勉強会などにご利用いただける当会の活動です。どうぞ共済会事務局までご相談ください。

## ■「新・教務必携」—看護学校の運営と管理— (在庫僅少になりました)

当会で出版いたしました山田里津著「新・教務必携」は、会員校、非会員校を問わず、ご注文をいただいております。在庫も少なくなっておりますので、お求めの場合は早めにお申し込みください。会員校様には 2,000 円のところ 1,050 円でお分けしています。

### 【お問い合わせ・連絡先】

一般社団法人日本看護学校協議会共済会事務局  
TEL: 03-5541-7112 FAX: 03-3206-3100

## 平成二十二年年度の傷害事故状況

学内・学校行事中の傷害事故では、前年度同様、体育関連時の事故が多く報告されています。特に、体育大会などでの球技中（バレーボール・バスケットボールなど）のケガが多い様です。アキレス腱断裂、骨折など、長期治療が必要な場合もありますので、事前の準備を万全にすることが必要と考えられます。

また、臨地実習先での傷害事故では、これも前年度同様、病院など実習施設の階段等での転倒事故が多いようです。慣れない施設の階段等では、出来るだけ手に物を持たないように、また脇見をしないように心がけるなど、細心の注意が必要と考えられます。

最近、臨地実習先の設備や医療器具を使用中に、ケガをするケースが多く報告されます。例えば、清拭などのため温水器などを操作する時の火傷、ベッドや車椅子などの操作ミスによるケガ、また鋭利な器具による切り傷などです。医療器具が高性能化するに従って、操作方法も複雑になっているケースも多々あるようですので、お気を付けてください。

移動中のケガでは、自転車運転中の事故が多く報告されます。例えば、夜間、坂道をスピードを出して下っていて人につかり、相手にケガを負わせると同時に、ご自身も顔に何針も縫うケガを負ったなど、相手にケガを負わせるだけでなく、ご自身が大きなケガを負うケースも増加しています。くれぐれも自転車通学では、スピードの出し過ぎ、携帯電話を使用しながらの脇見運転などにご注意ください。

## 平成二十二年年度の傷害事故状況

前年度同様、自転車での通学中など、移動中の賠償事故が多いようです。特に、歩行中のご年配の女性との接触事故の場合、一千万円を超える高

額な賠償になるケースも多々あります。また、事故が起こった直後の対応の行き違いで、大きなトラブルに発展することもありますので、出来るだけ速やかに「WILL」事務局にご連絡ください。

尚、「WILL」の個人賠償責任保険では、示談交渉は当事者同士で行うことを原則としておりますが、円満解決のため、当会としても、示談交渉のお手伝いをさせていただいております。また、当事者同士で円満解決が出来ない場合には、弁護士等による交渉になりますが、その争訟費用も、「WILL」で補償出来ませんが、ご相談ください。実習中の賠償事故では、圧倒的に医療器具や実習先施設の設備や備品を壊すなどの対物事故が多いようです。

対物事故では、賠償額を算定するに当り、使用年数により、壊した物の価値が減価償却されます。特に、パソコン、テレビ、DVD、デジカメなどの家電製品や、携帯電話などは、購入時の販売価格に対して、賠償時の商品価格の下落が激しいケースがあり、通常の物品の減価償却率よりも、値ぶれの低下が多いという事で、減価償却率が高めに設定されますので、賠償額の算定に当たっては、示談前に「WILL」事務局へご相談ください。

### もし、臨地実習先で実習生が患者さんなどにケガを負わせた場合

最近、臨地実習中の対人事故のご請求が増加しています。例えば、保育園での実習中、園児が実習生に飛びついてきて、実習生の歯と園児の額がぶつかり、園児の額から出血した。また、在宅への訪問看護実習で、ご高齢の被介助者に靴下を履かせようとして、実習生の手がすべり、患者さんの下腿の皮膚をえぐってしまったなど、二例とも幸い大きなケガにはいたりませんでした。この

ような場合、おケガの状況の確認や、臨地実習先へのお詫び、被害者へのお見舞いには、実習生のみならず、実習担当の先生が同行されることが必要と考えられます。

「WILL」の補償制度では、施設賠償責任保険に付保している初期対応費用で、このようなケースに対応しております。お見舞金やお見舞い品代（通常、社会通念上二〜三万円位）や、お見舞いに行く時のタクシー代なども、この制度で補償出来ます。また、過失責任割合に関係なく賠償事故の初期対応にかかる諸費用に関しても補償出来ます。

「WILL」の補償制度の特徴の一つであるこの制度を、当会としても積極的に普及に努めていきたいと考えておりますので、もし、臨地実習先での事故が起こった場合、直ちにご報告いただき、この制度をご活用いただければと考えております。

### 共済制度のさらなる充実を！

去年、猛威をふるった、「新型インフルエンザ」への対応も、今年度は一段落した感があります。当会といたしましては、損害保険・共済制度を含めて、検査予防措置費用・治療費等で、出来る限り補償できるよう、対応を心がけてまいりましたが、幸いなことに、総額では大きな補償費用のご請求にはなりませんでした。

尚、当会では、共済制度運営費（二〇〇円）を有効に活用させていただくためにも、感染事故以外の、臨地実習を含む学生さんの学園生活での様々なリスクに対応出来るよう、共済制度のさらなる充実を図っていきたくと考えておりますので、「こんな補償が出来ないか！」など、ご意見・ご要望がありましたら、「WILL」事務局までご連絡ください。

## 平成二十二年度の

### 「WILL」加入状況と事故状況

「WILL」事務局 久保田 雅博

平成二十二年度の総合補償制度「WILL」の募集並びに加入手続きに際しましては、加入学生への説明や、取りまとめなどで、各養成施設の先生方や事務職の方々には、多大なるご尽力・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

おかげさまで、「WILL」の加入状況は、平成二十二年七月末日現在、加入校数約一千四百五十校、加入人数約十五万二千人（教職員含む）となりました。今後の中途加入者を含めると、今年度も加入校数・加入人数とも前年度より大幅に増加する見込みです。これも偏に先生方のお口添えの賜物と、厚く御礼申し上げます。

今年度の加入状況の特徴をみますと、前年度に比べ、看護学科の新入生が、ほとんどの養成施設で増加していることが挙げられます。これは就職受難時代を迎え、国家資格である看護師の免許を取得したいと思う若い方々が増加したという証と考えられます。

また、ここ数年の傾向として、保健・助産・看護学科以外の、カリキュラム上臨地実習が必要不可欠な、作業・理学療法学科、言語聴覚学科、臨床検査学科、臨床工学学科、視能訓練学科、鍼灸学科、診療放射線学科、救急救命学科・柔道整復学科、歯科衛生学科、歯科技工学科、薬学科、介護関連の学科など、看護同様、資格の取得を目指す、医療・福祉関連の養成施設から、幅広くご加入をいただけるようになったことが挙げられます。

もう一つの特徴として、今年度は、教職員用の「WILL」へのご加入が、大幅に増加したこと（平成二十二年七月末日現在五千四百三人）が挙げられます。教職員用「WILL」の特徴は、教職員ご自身のおケガの補償のほか、賠償責任保険部分では、教職員の方々の当事者責任と同時に、学生などに対する管理上の責任も兼ね備えている点にあると考えられます。今後共、教職員の方々がかかえるリスクに対して、出来るだけ幅広く対応していくよう、尽力していきたいと考えております。

看護関連		看護以外の医療・関連学科			
高等学校 (5年制・衛生看護科・専攻科)	72校	理学療法	36校	作業療法	34校
准看護学校	163校	リハビリテーション	14校	言語聴覚	11校
2年課程	112校	臨床検査	52校	放射線	10校
3年課程	437校	臨床工学	19校	視能訓練	7校
短期大学	21校	救急救命	13校	柔道整復	14校
大学	162校	薬学	19校	鍼灸	16校
統合カリキュラム	11校	歯科衛生	83校	歯科技工	6校
助産	45校	介護・福祉関連			56校
保健	16校	その他 (保育・医療事務など)			32校

「WILL」ご加入養成施設一覧 (平成22年7月末日現在)

## 平成二十三年度傷害保険業界全体の 保険料率改定に伴う変更について

尚、平成二十二年十月以降実施で、損害保険業界における傷害保険の料率改定が行われます。今回は、死亡保険金と通院保険金の保険料率が「WILL」だけではなく、全ての傷害保険で大幅に上がります。「WILL」でも、平成二十三年度より、掛金の変更か、保険金の変更を余儀なくされることになりました。

「WILL」では、当会の代議員の先生方などにご相談の上、「WILL」の掛金は変更せず、お支払いの保険金の金額を変更することで対応することといたしました。

ただ、今回の料率改定では、死亡保険金と通院保険金の保険料率が大幅に上がり、入院保険金は若干下がりますので、入院保険金と通院保険金を調整し、ご加入者からご請求が圧倒的に多い、一・三日の通院に対して高額な補償を維持することに重点を置き、入院保険金と通院保険金を現行通りの補償とすることといたしました。

死亡保険金に関しては、「WILL」でご加入者が死亡したケースは、自動車などの接触による交通事故によるものですが、この場合には、自動車に付保する保険等で高額な補償対応ができ、また、幸いなことに臨地実習中の死亡事故は、未だ一件も無いことなどを鑑み、死亡保険金は減額させていただきました。

WILL 1	改定後
子ども保険・死亡	100万円
死亡	550万円
入院	4,800円
通院	2,800円
個人賠	1億円

WILL 2	改定後
子ども保険・死亡	100万円
死亡	210万円
入院	5,000円
通院	3,000円
個人賠	1億円

WILL 3	改定後
子ども保険・死亡	100万円
死亡	334万円
入院	5,200円
通院	3,200円
個人賠	1億円

WILL 3DX	改定後
子ども保険・死亡	100万円
死亡	520万円
入院	6,200円
通院	4,200円
個人賠	1億円

## この保険が対象とする個人情報

「個人情報保護法」では、「個人情報」を次のように定義しています。〳〵「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。〳〵本保険においても、この定義に基づき、紙媒体、パソコン、サーバーなど、国内に存在する媒体で管理された「個人情報」の漏えいが、補償対象となります。見落としがちな点を以下に列記します。

- ① 学生には、卒業生を含みます。
- ② 教職員には退職者を含みます。
- ③ 実習先病院では、患者さんのみならず、スタッフの個人情報も含まれます。
- ④ 例えば、教職員や事務員の故意による漏えいも補償対象となります。

## 補償金額と保険料

この保険の保険料は、次の理由により、通常、多くの顧客情報を持つ企業が加入する「個人情報漏えい保険」に比べ、保険料を安価に設定することができます。

- ① W I L L 加入校は、管理する個人情報と比較的少ない。
- ② 従って、補償限度額を適度に下げることができる。

- ③ 通常、売上高ベースで保険料を算出するが、この保険では、

学生の定員ベースで保険料を算出する方式を採用している。

- ④ 既に、現状の「W I L L」にこの補償の

一部が組み込まれているので、その分保険料を下げることもできる。

- ⑤ 共済会の団体割引

15%が適用される。

(注1) 保険料の算出根拠は、あくまでも定員数であつて、実際に在籍する学生数ではありません。

(注2) ある学年だけを選んで加入することはできません。

3月三十一日までの一年間。

## ご加入資格・保険期間・ご加入方法

### ご加入資格

総合補償制度「W I L L」加入校

### 保険期間

W I L Lと同じく、三月三十一日から、翌年三月三十一日までの一年間。

### ご加入方法

平成二十三年度「W I L L」のパンフレット送付時に、この保険の詳しい内容が記載されたパ

補償金額	年間保険料
①損害賠償金： 1 事故・保険期間中 300万円限度	定員1名あたり、116円 (団体割引15%適用)
②費用損害 (詫び状作成費用、見舞い品購入費用等)： 1 事故・保険期間中 100万円限度	<算出例> 総定員120名の看護学校の場合、 116名×120名=13,920円

ンフレットと加入依頼書を送付いたしますので、ご希望校は「W I L L」と同時に、加入手続きを行ってください。なお、本保険も「W I L L」と同様、毎年加入依頼書をご提出いただきます。

## その他

- ① この保険は、個人情報漏えいした時点、或いは漏えいしたと思われる時点で保険に加入していないと、保険金が支払われないため、継続的にご加入いただくことに意味があります。従って、例えば実習期間だけというような短期間のご加入は、この保険本来の目的を達せない可能性が高くなるため、共済会では、初回加入時を除き、中途加入や短期加入はお受けいたしませんので、予めご承知おきください。
- ② 既に同種の保険（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます）にご加入されている場合、賠償金の支払いが按分されますので、予めご承知いただいたうえで、無駄の無いようにお手続きください。

複数学科でご加入される場合、各学科の定員をご記入いただき、一枚の加入依頼書でご加入することが出来ます。

## 【お問い合わせ先】

一般社団法人  
日本看護学校協議会共済会「W I L L」事務局  
フリーダイヤル…0120-863755

# Will News

Vol.8

## Will加入校のための「個人情報漏えい保険」

日本看護学校協議会共済会

Will事務局 新谷夏郎

個人情報保護法が施行されてから、はや五年が経ちましたが、皆様の施設ではどのように個人情報を管理されているでしょうか。近年、「個人情報漏えい保険」に対するご相談・ご質問が多く、とりわけ、通常企業が加入しているような法人としての責任を担保できる「個人情報漏えい保険」への加入の必要性を感じている養成施設が多いようです。ご案内のとおり、総合補償制度「Will」にも、「個人情報漏えい保険」が組み込まれています。これは通常企業が加入している「個人情報漏えい保険」とは違い、例えば、患者さんなどの個人情報を学生や教職員が漏えいして、被害者の患者さんから訴えられた場合の損害賠償金は補償されませんが、被害者の患者さんに対する見舞品購入費用や、お詫び状作成費用等は補償対象となっています。

養成施設も、実習先の患者さん情報、学生や教職員の個人情報を管理しているわけですから、当然これらの情報を漏えいすることによって、賠償責任を負ったり、賠償責任を追わないまでも見舞い品等が必要になることは十分に想定されます。ただ、通常企業が加入する「個人情報漏えい保険」は、保険料が高額なため、加入を躊躇されている養成施設も多かろうと思われれます。そこで当会では、「Will」の引受保険会社である東京海上日動火災保険(株)と協力して、比較的取り扱う個人情報件数が少ない医療・福祉系専門職養成施設のために、補償額を適度に抑え、且つ通常の「個人情報漏えい保険」と同じ補償項目を備えた、割安な「個人情報漏えい保険」を開発いたしました。商品開発に当たり、保険料算定のためには、看護学校を始め、医療・福祉系専門職養成施設における個人情報の管理体制の把握が必要とのことで、当会代議員の皆様が所属する多くの養成施設にアンケートのご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。おかげさまで、後述のとおり、とても加入しやすい保険料設定となりました。以下に、概要を説明いたしますので、ご一読いただき、然るべき時期にご加入いただければと思います。

現状の「Will」に組み込まれている「個人情報漏えい保険」との違い

次表をご覧ください。新しい「個人情報漏えい保険」では、実習記録の紛失等以外に、養成施設が管理している学生や教職員の情報漏えいに対応できるほか、情報漏えいが起きた初期の段階で、賠償責任を負うか負わないかに拘わらず、「費用損害」といって、被害者へのお見舞い品(お詫びの品)購入費用や、お詫び状作成費用が補償されます。事前にお詫び等をする事で、大きな賠償事故になることを防止できる場合があります。

	「Will」の「個人情報漏えい保険」	新しい「個人情報漏えい保険」
補償される場合	①学生や教職員が実習中に患者さんの個人情報を漏えいしたことにより、養成施設に賠償責任が生じた場合	①学生や教職員が実習中に患者さんの個人情報を漏えいしたことにより、養成施設に賠償責任が生じた場合 ②養成施設が、自ら管理する学生や教職員の個人情報を漏えいし、養成施設に賠償責任が生じた場合
支払われる保険金	①損害賠償金	①損害賠償金 ②詫び状作成費用、見舞い品購入費用等